令和８年４月２２日宣告　裁判所書記官

令和７年（わ）第２０７号、第２５６号

主　　文

被告人を懲役６年に処する。

未決勾留日数中１４０日をその刑に算入する。

理　　由

【罪となるべき事実】

第１　被告人は、Ａ、Ｂ、Ｃ、Ｄ及び氏名不詳者らと共謀の上、検察官等になりすまして現金をだまし取ろうと考え、令和７年３月１８日頃から同月２２日頃までの間、検察官になりすました氏名不詳者が、佐賀市（住所省略）Ｅ方にいた同人（当時６８歳）に対し、携帯電話機のアプリケーションソフトの通話機能を用いて、通話の相手が検察官であり、前記Ｅに対する犯罪収益取得の疑いを調査するために同人の現金をジャフィックの職員に預ける必要がある旨うそを言い、さらに、同日、Ｂが、前記Ｅ方において、同人に対し、前記職員になりすまして対応し、前記Ｅを、前記調査のために現金を預かるものと誤信させ、よって、その頃、同所において、同人から現金１億４１００万円の交付を受け、もって人を欺いて財物を交付させた。

第２　被告人は、Ａ、Ｂ、Ｃ、Ｄ及び氏名不詳者らと共謀の上、検察官等になりすまして現金をだまし取ろうと考え、令和７年３月２４日頃から同月２６日頃までの間、警察官等になりすました氏名不詳者らが、長野県安曇野市（住所省略）Ｆ方にいた同人（当時７４歳）に電話をかけるなどし、電話の相手が警察官等であり、前記Ｆに特殊詐欺の疑いがあり、逮捕を免れるためには預貯金を全て提出する必要があるため、引き出した現金をＧに置いてほしい旨うそを言い、同人をその旨誤信させ、よって、同日、同人に現金１４４４万３０２９円在中のリュックサックを長野県松本市（住所省略）の前記Ｇ内に置かせ、その頃、同所において、Ｂが前記現金在中のリュックサックを回収して受け取り、

もって人を欺いて財物を交付させた。

第３　被告人は、Ａ、Ｂ、Ｃ、Ｄ及び氏名不詳者らと共謀の上、検察官等になりすまして現金をだまし取ろうと考え、令和７年３月２２日頃から同月２７日頃までの間、検察官になりすました氏名不詳者が、前記Ｅ方にいた同人に対し、前記通話機能を用いて、通話の相手が検察官であり、預けた現金を早期に返してもらうには裁判所に保証金を預ける必要があり、同保証金をジャフィックの職員に渡してほしい旨うそを言い、さらに、同日、Ｂが、前記Ｅ方において、同人に対し、前記職員になりすまして対応し、前記Ｅを、前記保証金として現金を預かるものと誤信させ、よって、その頃、同所において、同人から現金６０００万円の交付を受け、もって人を欺いて財物を交付させた。

第４　被告人は、Ｈ、Ｉ、Ｃ及び氏名不詳者らと共謀の上、検察官等になりすまして現金をだまし取ろうと考え、令和７年６月１７日頃から同月３０日頃までの間、検察官等になりすました氏名不詳者らが、千葉県成田市内にいたＪ（当時５１歳）に電話をかけるなどし、通話の相手が検察官等であり、前記Ｊを詐欺の嫌疑で捜査しており、同人を逮捕せずに捜査を継続するには、おとり捜査に協力する必要があり、捜査機関が用意したサトウなる人物に現金を預けてほしい旨うそを言い、さらに、同日、Ｈが、さいたま市（住所省略）の駐車場付近において、前記Ｊに対し、前記サトウになりすまして対応し、前記Ｊを、前記捜査のために現金を預かるものと誤信させ、よって、その頃、同所において、同人から現金６０００万円の交付を受け、もって人を欺いて財物を交付させた。

【事実認定の補足説明】

１　被告人は、判示各事実について、共謀を否認し、弁護人も、その趣旨に副い、被告人につき幇助犯の範囲で処断されるべきである旨主張するので、以下検討する。

２　関係証拠（被告人の公判供述のほか、主に括弧内に記載したもの［不同意部分を除く］）によれば、以下の事実が認められる。

⑴　被告人は、令和７年の年始頃、Ｄから紹介を受けたＫなる人物（同人はＬ又はＭというシグナルアカウントを用いていた。以下、同人をＬという。）に対し、知人のＮとともに５００万円ずつ（合計１０００万円）を貸し付けた（甲１１５、乙６、１２）。

⑵　その後、被告人は、Ｄから、Ｌが特殊詐欺の受け子や見張り役を探している旨聞くなどし、Ｌが詐欺グループに加担していることを知った（乙３）。そして、被告人は、かつての職場の後輩であったＡをかわいがり、面倒をみていたところ、Ａから、Ｌの案件で特殊詐欺の見張りの仕事がある旨聞き、自らもＬから借金を返済してもらう必要があることからこれに反対はしなかったものの、「受け子は絶対やるなよ」「お前が警察にパクられたら俺が困る。全部俺に逐一報告しろ。お前が捕まるリスクを減らしてやるから」などと忠告した（甲１１５、乙２、４）。また、被告人は、Ｌからも、Ａを特殊詐欺に関与させる旨の断りを入れる連絡を受け、Ｌに対し、Ａに勝手なことをさせないよう伝えていた（乙４）。

⑶　Ａは、令和７年１月下旬頃から、特殊詐欺に加担するようになったところ、被告人は、ＬがＡに対し指示できるようにするため、互いの連絡先を交換させた（乙４、６）。そして、被告人は、Ａが特殊詐欺の案件に加担する際、Ａが現場まで行く交通費や宿泊費を負担したり、その加担後にＬからＡらの報酬分を受け取って自らの取り分（借金返済分）を差し引いた額をＡに渡したり、Ａの取り分が少なすぎるとしてＤの報酬額を減らすようＤに伝えたりすることもあった（乙３、６）。また、被告人は、同年２月頃からＡが逮捕される同年４月頃までの間、Ａと一緒に暮らしていた（乙２）。

⑷　被告人は、判示第１の犯行の際、Ｂが受け子として関与することを把握した上で、令和７年３月２２日、見張り役のＡに対し、当日のスケジュールを聞いたり、経費が足りているか確認したり、Ｌからまだ今回の報酬分が渡されていないことを伝えたりした（甲７２、乙７）。また、被告人は、同月２３日頃、Ｌの後輩であるＣから、Ａらの報酬を含む現金を受け取り、そこから自身の取り分を得た（乙７）。

⑸　被告人は、判示第２の犯行の際、令和７年３月２６日、見張り役のＡに対し、必要な指示についてＬと連絡を取ることを提案したり、本件の実行が大丈夫か確認したりした（甲７２、乙７）。被告人は、同日又は翌２７日頃、Ｌの後輩の誰かから、Ａらの報酬を含む現金を受け取り、そこから自身の取り分を得た（乙７）。

⑹　被告人は、判示第３の犯行の際、令和７年３月２７日、見張り役を終えたＡに対し、Ａの労をねぎらうようなメッセージを送り、また、同日又は翌２８日頃、Ｌの後輩の誰かから、Ａらの報酬を含む現金を受け取り、そこから自身の取り分を得た（甲７２、乙７）。

⑺　その後、Ａ及びＢは逮捕されたが、被告人は、令和７年６月中旬頃、Ｌから、受け子をする人物がいないか連絡を受け、未だＬからの借金返済が終わっていなかったことから、Ｄに対し、Ｌから言われたことを伝えたところ、ＤからＨの紹介を受け、その後、Ｈと実際に会い、受け子をする意思があるか確認し、その了承を得た（乙１２）。

⑻　被告人は、判示第４の犯行の際、令和７年６月２８日、Ｃに対し、受け子の仕事を受けるかどうかは報酬次第で決める旨連絡するとともに、Ｈの連絡先をＬとＣのいずれに送ればよいか尋ね、同月２９日、Ｃに対し、Ｈの電話番号を送信したり、報酬に関する確認をしたりした（甲１４１、１７２、乙１２）。また、被告人は、Ｈが同犯行に関与するに当たり、洋服やバッグ等をそろえたり、経費として約５万円をＨに渡したりした（乙１２）。そして、被告人は、同日、Ｈから受け子の仕事が完了した旨連絡を受けた後、Ｃに「完了ですよね？」などとメッセージを送った（甲１４１、１７２、乙１２）。被告人は、同日夜、Ｌから、Ｃが逮捕された旨の連絡を受け、同日又は翌３０日、Ｌの指示を受けた人物から３５万円を受け取り、Ｈに対し、Ｈの報酬１０万円及びＤの報酬１５万円を渡し、残りの１０万円を自身の取り分とした（乙１２）。

３　以上認定の事実によれば、被告人は、本件各犯行において、Ｌからの借金返済分等の取り分を得るという目的から、見張り役や受け子役の経費を負担して現地

まで赴けるようにしたり、見張り役や受け子役と連絡を取りながら事件の進捗把握をしたりした上で、各犯行後は自らの報酬を得た後、見張り役や受け子役に報酬を分配したことが認められ、主体的かつ積極的な関与をしたといえ、自己の犯罪として重要な役割を担ったことは明らかであるから、被告人には、本件各犯行の共同正犯が成立するものと評価できる。

弁護人は、被告人について、何れかの者と本件各犯行の共同遂行に関する合意をした事実はなく、本件各犯行を自ら実現する意思に基づき謀議をしたものではない旨主張するが、かかる明示の合意や謀議がなかったとしても、前示のとおり、自らの利益を得る目的で、主体的かつ積極的に本件各犯行に関与し、重要な役割を果たしたといえる被告人については、幇助犯ではなく共同正犯が成立するものというべきであり、弁護人の主張は採用できない。

【累犯前科】

被告人は、令和元年５月１６日東京地方裁判所立川支部で詐欺、覚せい剤取締法違反、詐欺未遂罪により懲役３年６月に処せられ、令和４年８月２７日その刑の執行を受け終わった。

以上の事実は検察事務官作成の前科調書（乙１０）によって認める。

【法令の適用】

罰　　条

判示第１～第３の各所為

いずれも刑法６０条、令和４年法律第６８号（以下「整理法」という。）４４１条１項により同年法律第６７号２条による改正前の刑法２４６条１項

判示第４の所為　　刑法６０条、２４６条１項

累犯加重

判示第１～第３の各罪

いずれも旧刑法５６条１項、５７条（それぞれ再犯加重）

判示第４の罪　　整理法４５３条２項、刑法５６条１項、５７条（再犯加重）

併合罪の処理　　整理法４５１条１項前段、刑法４５条前段、整理法４５１条２項、刑法４７条本文、整理法４４４条、刑法１０条２項（刑及び犯情の最も重い判示第１の罪の刑に法定の加重）

未決勾留日数の算入　刑法２１条

訴訟費用の不負担　　刑事訴訟法１８１条１項ただし書

【量刑の理由】

本件は、被害者に対し、捜査機関を装って電話をかけ、被害者が捜査対象となっており現金を預けるなどの協力に応じなければ逮捕する必要があるなどと言葉巧みにうそを言い、多額の現金を詐取する、といういわゆる特殊詐欺４件の事案である。いずれの犯行も、被害者に電話をかける「架け子」、被害者から現金を受け取る「受け子」、それを監視等する「見張り役」、現金を上位者に届けるための「回収役」等の種々の役割分担がされた上で敢行された組織的かつ計画的な犯行であるとともに、被害者の不安に付け込んだ卑劣な態様である。その被害額は合計約２億７５００万円と極めて多額であり、かかる多額の資産を奪われた被害者らの受けた財産的被害はもとより、今後の生活への不安等の精神的被害も看過できない。被告人は、本件各犯行に直接的に関与したわけではないが、「見張り役」や「架け子役」の経費を負担し、その状況を管理し、詐取金から自身の取り分も得ていたものであるから、重要な役割を果たしたものといえる。そして、自身や知人の貸付金の返済を得ようとする犯行動機に同情の余地は乏しい上、令和元年５月、特殊詐欺等の事案で懲役３年６月の判決を受けていながら、その刑の仮釈放後３年ほどで同種事犯に関与するに至った被告人については、相当程度厳しい責任非難を向けざるを得ない。

そうすると、被告人の刑事責任は重く、相当期間の懲役刑の実刑を科すべきである。

他方で、被告人は、捜査段階から公判に至るまで、自身の記憶に従って本件の事実関係を素直に供述していることがうかがわれ、事案の解明に大きく寄与した側面があることは否定できない。また、被告人が、本件各犯行の法的評価を争いつつ自身の責任は認め、各被害者に対する謝罪の意を述べるとともに、社会復帰後一生をかけて償う旨述べるなど反省の態度を示し、今後は共犯者との関係を断ち、二度と詐欺には関わらない旨の固い決意を述べていることなど有利に斟酌できる情状事実も存する。

したがって、被告人に対しては、本件各犯行の刑事責任として、懲役６年の刑を科すことが相当である。

（検察官の求刑：懲役９年）

令和８年４月２２日

佐賀地方裁判所刑事部

裁判官　　山　　田　　直　　之